

# 岐阜県公報

## 目次

### 公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

(都市政策課)

ページ  
一

号外(一) 平成二十二年一月二十日

## 公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、(仮称)本県都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画の案について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則(昭和四十五年岐阜県規則第五十九号)第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年一月二十日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関係市
本 県	平成二十二年二月十二日(金)午後六時から	本県市上保二二六一番地四 糸貫ぬくもりの里二階研修室	本 県 市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要  
別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

#### 1 閲覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課において閲覧に供するほか、本県市産業建設部都市計画課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年一月二十日(水)から同年二月三日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

- 1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年二月三日(水)までに千五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。
- 2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。
- 3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

- 4 公述申出書の中に同趣旨の意見が多数ある場合は、公述を申し出た者のうちから公聴会において意見を述べることが出来る者を選定の上、公聴会の前日までに本人に通知する。
- 五 公聴会に関する問い合わせ先  
岐阜県都市建設部都市政策課(電話〇五八 二七二 一一一 内線三七五五)、又は本県市産業建設部都市計画課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。その場合県ホームページに掲載する。

別記一

一 都市計画の目標

本区域の都市づくりを進めていく上での課題を解決するため、「自然と人が共生し、快適で「こころふれあつまち」を都市づくりの将来像とする。都市づくりの基本理念は「自然と人が共生し、快適で「こころふれあつまち」とし、この実現に向けた都市づくりの目標を次のとおり示す。

- 1 豊かな自然を守り、活かすまちづくり
- 2 安全・安心で快適に過ごせるまちづくり
- 3 活力に満ち、「こころがふれあつまちづくり

二 地域ごとの市街地像(まちづくりのイメージ)

本区域を地域の特性をもとに六つの地域に大別し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。

地域区分	おおむねの位置	目指すべきまちづくりのイメージ
都市活動推進ゾーン	(国)一五七号沿道地域の市街地を中心として、都市活動を行う上で必要な都市基盤や土地利用の規制・誘導を図り、居住や産業等の活動を優先する区域	本区域における都市活動を推進するゾーン
田園共生ゾーン	田園風景や営農基盤の保全及び有効活用を図り、これらと調和した良好な住環境を備えていく区域	田園風景と営農環境が調和した良好な住環境の確保を図るゾーン
都市活動調整ゾーン	(主)岐阜関ヶ原線及び(都)長良糸貫線の沿道周辺地域において、営農環境との調和に留意しながら、生活利便性やまちのにぎわいの向上に資する取り組みを計画的に進める区域	営農環境との調和を図り、生活利便性やまちのにぎわいを計画的に進めるゾーン
商業拠点	(都)東海環状自動車道の(仮称)糸貫インターチェンジの南部及び(主)岐阜関ヶ原線の沿道に位置する地区	大型商業施設及び公共施設等が集積する、にぎわいの拠点
産業拠点	大規模工業施設集積地や(都)東海環状自動車道の(仮称)糸貫インターチェンジ周辺の地区	地域経済を支える産業の拠点
交通拠点	(都)東海環状自動車道の(仮称)糸貫インターチェンジや樽見鉄道の主要駅周辺を中心とした地区	地域の玄関口としての拠点

三 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の決定の有無

本区域では、次の理由により区域区分を定めない。

1 既成市街地内の住宅地については、市街地（用途地域）外における特定用途制限地域等の指定による無秩序な市街地の抑制により市街地外への宅地化のじみだしを防ぎ、住宅需要については、市街地内での宅地化の誘導を図ることで対応可能であること。また、工業地については工業団地への誘導を図ることから、新たな市街地の拡大は必要ないこと。

2 既成市街地内には緑豊かな戸建て住宅を中心とした市街地が形成されており、今後、都市計画道路及び都市計画公園の整備並びに公共下水道整備計画を推進することにより、良好な居住環境の提供を推進し、幹線道路沿道の大規模商業施設等とのメリハリのある市街地の形成を図ることが可能なこと。

3 既存の幹線道路沿道における都市的土地利用については、位置的ポテンシャルに基づく局部的なものであり、用途地域による適正な土地利用の誘導と市街地外における特定用途制限地域等の指定による無秩序な市街地の抑制により環境の悪化を防ぐことが可能であること。

4 市街地外においては、幹線道路の整備等により開発ポテンシャルが上昇する可能性があるが、近年は宅地開発も沈静化しており、将来的にも大幅な人口増加は見込まれない状況であること。

5 本区域は全域的に農地の多くが農業振興地域における農用地区域に指定されており、開発による無秩序な自然環境喪失の可能性は低いこと。

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

(1) 都市活動推進ゾーンにおいては、低層、低中層の住宅を基本とした居住環境の保全を図る。

(2) 日常生活に必要な施設の立地による生活利便の向上に努めるとともに、生活基盤となる都市計画道路及び下水道の整備を積極的に行う。

(3) 田園共生ゾーンにおいては、農地のまとまりを保全・確保し、営農環境や、多様な生物の住みかとしての機能及び遊水機能の維持に努める。

(4) 集落地については、周辺の田園や里山の環境との調和を図りながら、居住環境の改善・向上及び主要公共施設等を中心とした土地利用のまとまりの確保を図る。

(5) 市街地縁辺部では、開発動向等に応じて市街地としての設定を図り、良好な環境の整備・誘導を行う。

(二) 商業系

(1) 都市活動推進ゾーンにおいては、行政サービスや大型商業施設を中心とした既存の集積を活用し、広域的な交流によるにぎわいの場として各種サービス施設の集積立地を誘導する。

(2) 地域住民や周辺都市住民の利用に配慮した利便性の高い空間形成を図る。

(3) 都市活動調整ゾーンを中心に、営農環境や居住環境の保全を基本としながら、生活利便性の向上や地域振興に資する効率的な土地利用を図る。

(4) 大規模集客施設周辺については機能の発展・維持を進め、周辺環境への配慮や、無秩序な開発の誘引による公共コストの増加、地域固有の価値の破壊を招かないように、計画的な開発を旨とした各種制度による規制・誘導を行う。なお、次の二地区を大規模集客施設立地エリアに設定する。  
モレラ岐阜駅及び近接する大規模集客施設が集積する地区

(主) 岐阜関ヶ原線沿道の大規模集客施設が立地する地区

(三) 工業系

(1) 産業拠点を中心に、大規模工業施設、地域産業を支える工場等の集積立地や機能維持を図る。

(2) 周辺の居住環境、営農環境への影響に配慮するように誘導する。

四 緑地等

(1) 北東部の船来山は、森林の少ない平坦部でのまとまりある緑が残されている貴重な里山であり、良好な市街地景観を支える要素としての役割も考慮するなかで、風致地区等の指定を検討し、積極的な保全を行う。

(2) 市街地外に広がる農地については、農業振興地域の整備に関する法律等の都市計画制度以外の規制との調整により開発の抑制に努め、農地を保全する。

(五) その他

(1) 田園の環境・風景と調和した、ゆとりと趣のある集落環境を維持するため、市街地外においては特定用途制限地域を指定することで、居住環境に悪影響を及ぼし周辺の田園風景を阻害する建物立地を抑制する。

(2) 農地、保安林、砂防指定地、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所）等は災害防止の観点から保全し、開発を抑制する。

(3) 席田用水は疎水百選にも選ばれ、ゲンジボタルの乱舞も見られるなかで、その保護活動にも積極的に取り組む。

(4) (都) 東海環状自動車道及び(仮称)糸貫インターチェンジの整備、(主)岐阜関ヶ原線の四車線化、(都)長良糸貫線の整備等を背景に、本区域全体として無秩序な宅地化を抑制することが重要な課題となっており、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、都市計画制度(用途地域、特定用途制限地域、地区計画、風致地区等)を計画的に活用する。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

(1) (都)東海環状自動車道及び(仮称)糸貫インターチェンジについては、早期整備を目指すとともに、アクセス道路としての(都)糸貫インター線(国)一五七号)の四車線化を進める。

(2) 本区域と周辺地域を結ぶ利便性の高い道路網を構築するために、道路網整備計画の策定とこれに基づく計画的・効率的な整備を進める。

(3) 市街地を迂回する(市)西部連絡道路及び根尾川左岸堤防道路等の幹線道路の整備を図る。

(4) 本区域の主要な道路では、歩道の拡幅並びに街路灯及びその他交通安全施設の設置を図る。

(5) 糸貫川等の水と緑の資源を取り込みながら、安全で楽しみながら歩けるネットワークづくりを進める。

(6) 都市内の幹線となる道路では、美しく快適な道路空間を保全・創出するための取り組みを進める。

(7) 本区域を南北に縦断している樽見鉄道は、交通弱者等の移動を支え、渋滞緩和にも資する人・環境にやさしい交通手段として活用を進める。

(8) 鉄道利用の利便性向上とともに、バス路線については、地域住民の意向や幹線道路の整備等を考慮しながら、より利用しやすい路線網の構築を検討する。

(二) 下水道及び河川

(1) 河川の水質保全を図るため、公共下水道事業や農業集落排水事業等、地域の特性に応じた手法により、生活排水の適正処理を進める。

(2) 犀川、政田川及び根尾川では、治水対策として河川改修を進めるとともに、糸貫川等の主要な河川では河川沿いの緑化や遊歩道の整備を図る。

(3) 美しい河川風景を眺めながら歩ける空間づくりを進める。

(4) 河川相互を結ぶ横断方向の緑道や地域資源を結ぶような緑道の設定・整備を図り、水と緑のネットワーク形成を進める。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) 既成市街地の再整備を優先して行うものとし、その上で、集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様な柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努める。

(二) 市街地内の土地区画整理事業施行済み区域や、市街地外の基盤整備済み区域については、地区計画制度等の活用方策について検討を行う。

(三) 市街地周辺や大規模集落周辺といった地域では、宅地化を図る範囲をできる限り明確化しながら、地区計画等による社会基盤を確保できる様々な手法により、良好な居住環境の形成を図る。

(四) 市街地外においては、営農環境及び居住環境の保全を図るために特定用途制限地域等の指定検討を行う。

(五) (主)岐阜関ヶ原線、(主)岐阜大野線及び(都)長良糸貫線等の沿道では、計画的な開発が行われるように、特定用途制限地域のほか、用途地域、地区計画等の各種制度による規制・誘導を行う。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

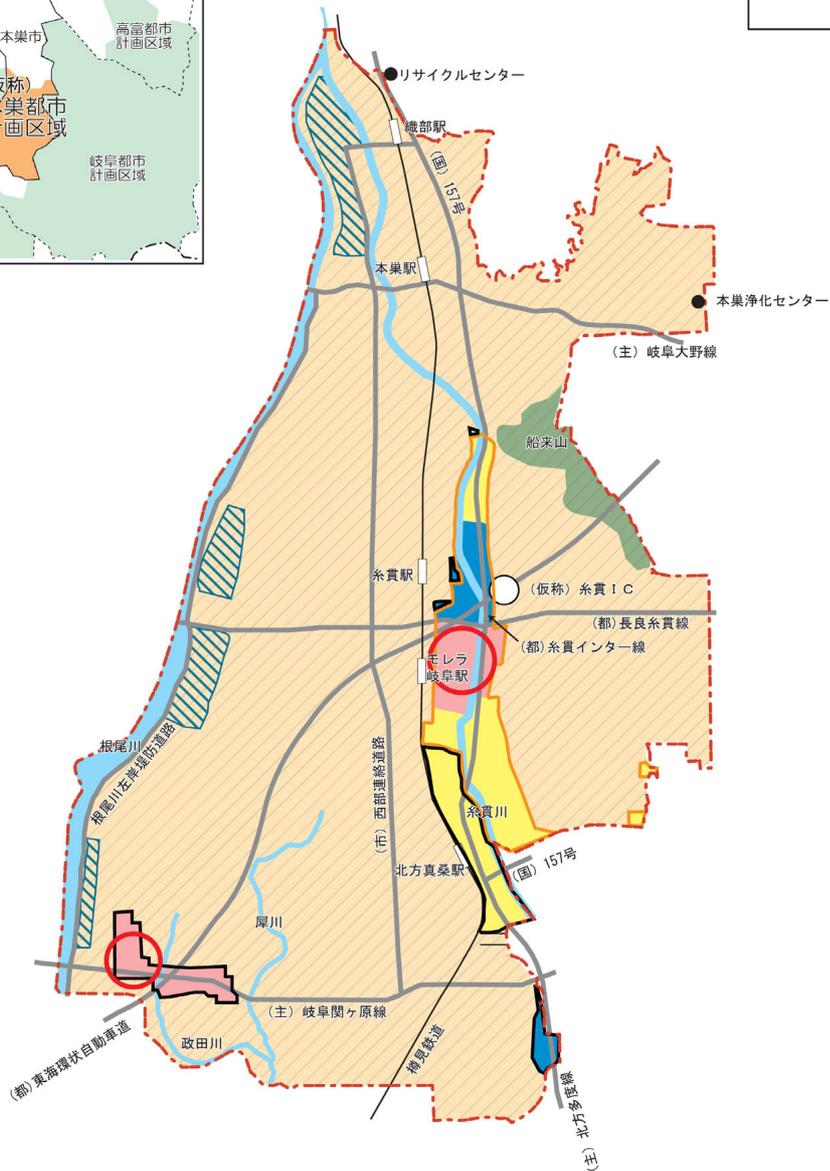
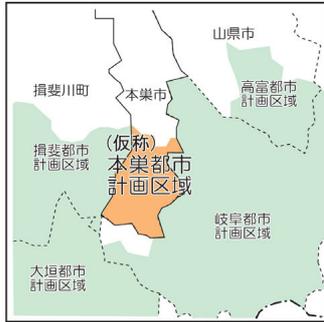
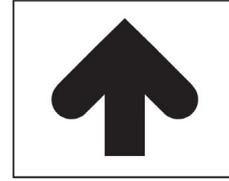
(一) 自然に囲まれた集落地の生活環境整備や(都)東海環状自動車道等の都市基盤整備に伴う新たな土地利用の検討に際しても、「自然環境の保全やこれとの共生」を前提とした開発を考える。

(二) 市民が利用しやすい都市公園等の整備・保全を図るとともに、地域住民の取り組みと連携した公共空間・民有地での緑化を進める。

(三) 都市計画公園以外の主要な公園についても都市公園として位置付け、維持管理を推進する。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

(仮称)本巢都市計画区域 総括図



(仮称)本巢都市計画区域総括図 凡 例			
	都市計画区域界		住居系
	市街地(用途地域)		商業系
	市街地(用途地域予定)		工業系
	主要な道路		工業系(市街地外)
	鉄道		農地、集落他
	主要な河川		森林他
	その他主要な都市施設		特定用途制限地域
	大規模集客施設立地エリア		

(注) 大規模集客施設は、大規模集客施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。  
 ・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合(特別用途地区等により制限されている場合を除く)  
 ・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合

別記二

公述申出書

平成22年 1月20日付けで岐阜県公報に登載された(仮称)本巣都市計画区域マスタープランの都市計画決定案(案案)について、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。  
 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十二年一月二十日発行

発行所

岐阜市数田町二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社